

品川区小規模商店街にぎわいづくり支援事業助成金交付要綱

制定	平成 13 年 5 月 11 日	区長決定	要綱第 139 号
改正	平成 15 年 6 月 24 日	区長決定	要綱第 61 号
改正	平成 18 年 4 月 3 日	区長決定	要綱第 125 号
改正	平成 20 年 7 月 11 日	区長決定	要綱第 126 号
改正	平成 21 年 7 月 28 日	区長決定	要綱第 368 号
改正	平成 22 年 4 月 23 日	区長決定	要綱第 68 号
改正	平成 23 年 5 月 30 日	区長決定	要綱第 78 号
改正	平成 25 年 4 月 1 日	部長決定	要綱第 102 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日	部長決定	要綱第 252 号
改正	平成 29 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 94 号
改正	平成 31 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 236 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、商店街の活性化に意欲をもつ小規模商店街等の販売促進活動を支援することにより、顧客の支持獲得と集客力の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 この要綱に基づく品川区小規模商店街にぎわいづくり支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請することができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に定める者とする。

- (1) 小規模商店街（店舗数がおおむね 50 以下の商店街をいい、未組織商店街を含む。）
- (2) 小規模商店街の連合体
- (3) 前 2 項に準ずると区長が認める個店グループおよび商店街等

(助成対象事業)

第 3 条 区長は、助成対象者が実施する次に掲げる事業で、第 1 条の目的を達成すると認められるものに対し助成金を交付し、その事業に係る経費の一部を助成する。

- (1) 商店街の集客力の向上を目的とする事業
- (2) 隣接する商店街との共同販促等の連携事業
- (3) 前 2 項に定めるもののほか、区長が必要と認める事業

(助成金の対象経費)

第 4 条 助成金の対象経費は、当該事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象経費（対象経費から売上額を差し引いた額）に助成率（3 分の 2 以内）を乗じた額（1 千円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、その助成金の額は、100 万円を限度とする。

(助成期間)

第 6 条 区長は、同一の助成事業に対し通算 3 年を限度に助成金を交付することができる。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、助成事業の内容、態様等から特に必要があると認めるときは、当分の間、助成金を交付することができる。

(助成金の交付申請)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第 1 号様式）により区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 8 条 区長は、前条の申請があった場合において、助成金を交付することを適当と認めるときは、助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により当該助成対象者（以下「助成事業者」という。）に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(助成事業の内容変更等)

第9条 助成事業者は、助成事業の内容を変更し、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（第3号様式）により区長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することを適当と認めるときは、変更等承認決定通知書（第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときまたは助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 区長は、前条の報告があった場合において、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付すべき助成金の確定額は、助成事業の実施に要した助成対象経費の額に助成率を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨て）または交付決定した助成金の額のうち、いずれか少ない額とする。

（助成金の請求）

第12条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第13条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに助成金に係る消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（第8号様式）により区長に提出しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、区長は、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（助成金の返還）

第15条 区長は、助成金の交付を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（違約加算金および延滞金）

第16条 区長は、第14条の規定により、この助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額とする。）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

2 助成金の返還を命じた場合において、納期日までに助成金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合は切り捨てるものとする。）を納付させるものとする。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第17条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、

返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 第16条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付日の翌日以降の期間に係わる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第19条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第20条 助成事業者は、区長が助成事業の運営および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第21条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)の規定を適用する。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

助成金の対象経費

区 分	摘 要
1. 周知の経費	事業の周知を図るために要する経費
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の製作費	設置状況の分かる写真を提出
広告宣伝費に係るコピー代	
ホームページ制作費	事業周知用ページのみ
使用量が確認できる場合のみ、チラシ制作に係る用紙およびインクトナー代	在庫管理台帳等を作成し写しを提出
2. 会場設営等の経費	会場の設営、運営等に要する経費
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
イベントの企画、運営の委託に要する経費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
会場賃借料	物品の保管目的は除く
金魚すくい、輪投げ等のゲーム類を行うための経費	
会場設営用のガムテープ、両面テープ、文具代	汎用性の高い物は除く
3. 景品の経費	抽選会や福引の景品の購入に要する経費
	(1) 景品の等級、本数及び品名等をチラシ、ポスター等で不特定多数の者にあらかじめ周知 (2) 実際に配付した景品の等級、本数及び品名等を確認できる書類（景品管理簿等）を作成し提出 (3) 景品単価1万円以下の部分 (4) 1回実施あたり90万円以下の部分
4. 記念品の経費	イベント来場者に配布する記念品の購入に要する経費
	(1) チラシ、ポスター等で不特定多数の者に、数量及び品名をあらかじめ周知 (2) 実際に配付した記念品の数量及び品名を確認できる書類（記念品管理簿等）を作成し提出

区 分	摘 要
5. 出演料の経費	大道芸やコンサート出演者等への出演料に要する経費
	1件当たり1日100万円以下の部分
6. その他諸経費	事業の実施に要する諸経費
賠償責任保険料、傷害保険料等（保険期間を表示）	準備及び撤去期間（イベント前後1日間）を含む
道路使用許可手数料	
送料	
事業系一般ごみ処理手数料又はごみ処理券購入費	
事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	時間給1,200円以下の部分
事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人または団体への謝礼	
事業実施に直接必要な備品購入費	備品台帳を具備し写しを提出
事業実施に直接必要な消耗品費	
光熱水費	
事業で使用した共有物のクリーニング代	備品台帳を具備し写しを提出
写真現像代	総額1万円以下の部分
振込手数料	

*各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

*100万円以上の経費については、3社以上から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

*使用実績のない経費に関しては助成対象外となる。ただし、天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く。

品川区長 へ

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

助成金交付申請書

下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 商店街振興事業名 小規模商店街にぎわいづくり支援事業

2 事業名 _____

3 事業内容 (1) 計画書 別紙1

(2) 予算書 別紙2

4 担当者 (1) 氏名

(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

第2号様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者

役職名・氏名

様

品川区長

助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 商店街振興事業名 小規模商店街にぎわいづくり支援事業

2 事業名

3 交付決定金額

_____ 円

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

変更等承認申請書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定の通知があった助成事業の内容
を変更（*中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 商店街振興事業名 小規模商店街にぎわいづくり支援事業

2 事業名 _____

3 変更（*中止）の内容

4 変更（*中止）の理由

第4号様式（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

商店街名

代表者

役職名・氏名

様

品川区長

変更等承認決定通知書

年 月 日付で申請があった助成事業の内容の変更（*中止）について、下記
のとおり承認します。

記

1 商店街振興事業名 小規模商店街にぎわいづくり支援事業

2 事業名 _____

3 承認内容

4 付帯条件

品川区長 へ

商店街名 _____

代表者
役職名・氏名 _____

住 所 _____

実績報告書

年 月 日付 文書番号 で助成金の交付決定通知のあった助成事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 商店街振興事業名 小規模商店街にぎわいづくり支援事業

2 事業名 _____

3 実施事業の報告 (1) 実施報告書 別紙1
(2) 決算書 別紙2

4 担当者 (1) 氏名
(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

文 書 番 号
年 月 日

商店街名
代表者
役職名・氏名 様

品川区長

助成金額確定通知書

年 月 日付 文書番号 で交付決定した助成金について、提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められ、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1 商店街振興事業名 小規模商店街にぎわいづくり支援事業

2 事業名 _____

3 助成金確定額

(1) 交付決定金額 _____ 円

(2) 確定額 _____ 円

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____
代表者 _____
役職名・氏名 _____ 印
住 所 _____

請 求 書

年 月 日付 文書番号 で確定額の通知があった助成金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 商店街振興事業名 小規模商店街にぎわいづくり支援事業
- 2 事業名 _____
- 3 請求金額 _____ 円

第8号様式(第13条関係)

年 月 日

品川区長 へ

商店街名 _____
代表者 _____
役職名・氏名 _____ 印
住 所 _____

年度品川区小規模商店街にぎわいづくり支援事業助成金に係る消費税及び地方消費税額の
額の確定に伴う報告書

品川区小規模商店街にぎわいづくり支援事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記
のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|-------------------|---|
| 1 | 商店街振興事業名 | 小規模商店街にぎわいづくり支援事業 | |
| 2 | 事業名 | _____ | |
| 3 | 助成金額（確定額） | | 円 |
| 4 | 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | | 円 |
| 5 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地
方消費税に係る仕入控除税額 | | 円 |
| 6 | 助成金返還相当額（項目5から項目4を引いた額） | | 円 |